

県内介護サービス施設・事業所、
養護老人ホーム及び軽費老人ホーム 御中

兵庫県福祉部高齢政策課長

**令和 7 年度介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業
の実施について（通知）**

平素は、兵庫県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。
さて、介護サービス事業所等での介護業務における生産性の向上を図るため、別添
「兵庫県介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施要綱」（以下「要
綱」という。）に基づき、標記事業を実施します。
については、本事業の実施を希望する場合、下記により申請をお願いします。

記

1 対象施設

兵庫県内に所在する以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。（以下「介護
事業所等」という。）

- ①介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所（有料老人ホーム
及びサービス付高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けている
こと）
- ②老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

2 補助対象経費、補助率及び補助額

区 分	内 容
補助対象経費	介護業務における介護テクノロジー導入支援事業により介護テク ノロジーを導入する介護事業所等が、介護テクノロジーの導入に 際し、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者 から業務改善の取組の支援を受けるための費用（コンサルティング経費） ※消費税は除く ※県が別途実施する「介護業務における介護テクノロジー導入支 援事業（介護ロボット・I C T機器等の導入に対する補助）」に より介護テクノロジーを導入する場合に本事業の対象となります。
補助率	4 / 5
補助額	補助対象経費の額の 4 / 5 と補助上限額（上限 48 万円）を比較 していずれか低い額

3 申請要件

本県が指定する介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）を受講すること。

本研修では、介護現場での生産性向上の取組が必要とされる背景等について動画で解説します。オンデマンド形式で配信するので、県が指定する期間に視聴してください。

事業HP：

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigorobotkenshu.html>

4 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2）
- (2) 別紙1－1（所要額調書）及び別紙1－2（実施計画書）
- (3) 債権者登録書
- (4) 参考資料
 - ・業務改善支援事業者の選定にかかる見積書等

5 提出方法

電子データを電子メールにより提出してください。

6 提出先

メールアドレス：hojokin-koureiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※ 件名は「介護業務における生産性向上支援事業申請【介護事業所等名】」としてください。

7 提出期限

令和7年7月4日（金）

8 その他

- (1) 本事業の申請に当たり、事業実施の必要性等について介護事業所等内で十分に検討してください。
- (2) 補助を受ける介護事業所等は、要綱及び「兵庫県福祉部補助金交付要綱」に従って事業を実施してください。
- (3) 他の補助金等によって助成されているものは、本事業の対象外です。
- (4) 過去に本事業の補助を受けたことがある介護事業所等は申請できません。
- (5) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）は、本事業による個別の委託契約先となった介護事業所等に対しては、「令和7年度介護業務における介護テクノロジー導入支援事業」における補助対象機器等の購入先となることはできません。
- (6) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）に本事業を申請する法人の役員が在職している場合、本事業は申請できません。
- (7) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）と委託契約は、交付決定日以降に行ってください。

【問合せ先】

福祉部高齢政策課介護基盤整備班
（担当：左近戸（さこんど））

TEL 078-341-7711（内線 73505）

FAX 078-362-9470